

しんしゅう日本語教育等人材バンク事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長野県（以下「県」という。）が日本語教育体制の充実及び多文化共生の地域づくりを目的として、必要な人材や機関を登録し紹介するために設置する「しんしゅう日本語教育等人材バンク」（以下「人材バンク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 事業内容は次に掲げるものとする。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下、「法」という。）第29条第3項の規定に基づき日本語教育等人材の求人・求職の斡旋を行う無料職業紹介事業
- (2) 有償（労働者性のないもの）または無償でボランティアを行う日本語教育等人材の紹介
- (3) 日本語教育を行うことができる日本語教育機関及び地域の日本語教室の情報提供

(人材バンク登録資格)

第3条 人材バンクに登録できる者及び機関は、登録の種類に応じた以下の要件のいずれかを満たすこととする。なお、未成年にあっては保護者の同意を得ていることが必要であり、活動にあたっては支障のない程度の日本語能力があることとする。

(1) 日本語教師

出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号イ～ニに該当し、かつ以下の【段階】養成～中堅以上のいずれかに該当する者

【段階】

養成：日本語教師を目指して、日本語教師養成課程等で学ぶ者[※]

初任：養成段階を修了し、かつ、プログラムに基づいて日本語指導を行うことができる者

中堅以上：養成～初任段階を経て日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験（およそ2,400単位時間以上の指導経験）を有し、かつ、教材の選択・作成やプログラムを作成・調整することができる者

※大学等の日本語教師養成課程修了又は日本語教師養成研修修了（420時間単位以上）を目指す者

(2) 日本語指導教員

教員免許状及び日本語指導の経験を有する者

(3) 日本語交流員

県が行う日本語交流員養成研修を修了した者

(4) 地域共生コミュニケーター

県が別に募集する地域共生コミュニケーターに応募し登録された者

(5) 通訳者

（公財）長野県国際化協会が募集する「通訳・翻訳ボランティア」に登録した者

(6) 日本語教育機関

出入国在留管理庁が定めた「日本語教育機関の告示基準」（平成28年7月22日）を満たす長

野県内に所在する日本語教育機関

(7) 地域の日本語教室

長野県内で開設している日本語教室

(活動内容)

第4条 人材バンク登録者及び機関の活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日本語教師

日本語学習者に専門性をもって日本語を指導する。

(2) 日本語指導教員

学校等において日本語学習等の支援を行う。

(3) 日本語交流員

地域の日本語教室等において、日本語教師等と連携して学習者の日本語学習を支援するとともに、外国人と地域をつなげるために自主的な活動を行う。また、多文化共生の地域づくりのために行政等が依頼した活動に協力する。

(4) 地域共生コミュニケーター

地域において、外国人と地域をつなげるため自主的な活動を行う。また、多文化共生の地域づくりのために行政等が依頼した活動に無償ボランティアとして協力する。

(5) 通訳者

多文化共生の地域づくりのために、通訳に関して協力する。

(6) 日本語教育機関

日本語教育を行う。

(7) 地域の日本語教室

日本語を用いて学習者とコミュニケーションをとりながら日本文化等について学習者へ伝えるとともに、学習者と地域の接点となる。

(登録方法)

第5条 人材バンクへの登録を希望する者又は機関は、人材バンク登録申込書（様式1（人材用）又は様式2（機関用））に必要事項を記入し、ながの電子申請サービス又は郵送により県に提出するものとする。

2 県は、前項に規定する申込書を受理した時は、その内容を審査し、申請内容が適当と認められる場合は、概ね2週間以内に、登録者名簿（様式3）に登録した上で、登録を受けた者又は機関（以下「登録者」という。）に登録結果通知書（様式4（人材用）又は様式5（機関用））を送付し、その情報の一部をホームページで公開するものとする。

3 登録者は、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、登録申込書（様式1又は様式2）に変更箇所を記載し、速やかに県に連絡するものとする。

4 登録は、複数の種類について行うことができるものとする。

(登録期間)

第6条 人材バンクの登録期間は、登録した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、県及び登録者の双方に異議がない場合には、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録の抹消)

第7条 県は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の申し出があったとき
- (2) 登録者と連絡が取れない等、その所在が不明となったとき
- (3) 登録者が第3条各号に掲げる要件を失ったとき
- (4) 第2条(1)においては法第5条の6第1項の「法令に違反するとき」にあたる時
- (5) 第2条(2)(3)においては登録者としてふさわしくないと県が認める事実が判明したとき
- (6) 登録者本人が死亡したとき

(登録者の紹介を依頼できる機関等)

第8条 県に登録者の紹介を依頼できるのは、次に掲げる機関等とする。ただし、第2条(1)においては法第5条の5に準じることとする。

- (1) 国、県内の地方公共団体、教育機関及びその関係機関
- (2) 県内に所在する地域の日本語教室
- (3) その他、団体、企業等

(紹介の依頼)

第9条 県に登録者の紹介を依頼する機関等(以下、「依頼機関」という。)は、原則として紹介を希望する日の3週間前までに、紹介依頼書(様式6)に必要事項を記入し、関係書類と共にながの電子申請サービス又は郵送で提出するものとする。

- 2 県は、前項の紹介依頼の内容を適当と認めるときは、登録者名簿から依頼の内容に適した登録者を選定するものとする。
- 3 県は、前項による選定を行ったときは、速やかに選定した登録者に紹介通知書(様式7)により通知し、承諾を得るとともに、その結果を紹介結果通知書(様式8)により、依頼機関に通知するものとする。
- 4 県は、第1項の依頼の内容を不適当と認めるとき、又は適任者がいなかったときは、速やかにその旨を依頼機関に連絡するものとする。

(依頼不可要件)

第10条 依頼機関は、次に掲げる活動を依頼することはできない。

- (1) 政治・宗教活動
- (2) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼし、善良な風俗を害するおそれのある活動
- (3) その他不適切と認められる活動

(依頼機関の責務等)

第11条 依頼機関は、登録者に対し活動内容、報酬の有無、交通費の支給等の依頼条件について、事前説明を行うとともに、速やかに通知しなければならない。

- 2 依頼機関は、活動する登録者決定後に活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに登録者及び県に連絡しなければならない。

- 3 依頼機関は、原則として、登録者が活動中の万が一の事故に備え、登録者を補償の対象とする保険に加入しその費用を負担しなければならない。
- 4 依頼機関は、活動終了後、結果報告書（様式9）に必要事項を記入し、活動の終了の日から1ヶ月以内に県に提出しなければならない。ただし、長期に渡る活動が見込まれる場合は県が指定する期日までに提出しなければならない。
- 5 依頼機関は、登録者の個人情報を適正に管理しなければならない。
- 6 県は、登録者の紹介実績について管理簿（様式10）を作成し管理するものとする。

（免責等）

- 第12条 登録者及び依頼機関は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 2 登録者及び依頼機関は、事業の実施にあたり、両者間で取り決めた条件の不履行等により双方が損害を被らないよう配慮しなければならない。万が一、事故等が発生した場合は、当事者間の責任において誠意を持って解決にあたるものとする。
 - 3 県は事業実施に関する一切の損害賠償の責任を負わないものとする。

（個人情報の取扱い）

- 第13条 県は、人材バンクに寄せられた個人に関する情報は、長野県個人情報保護条例第2条に規定する「個人情報」として、同条例に基づき適正に管理するとともに目的外の利用は行わないものとする。

（秘密の保持）

- 第14条 登録者及び依頼機関は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

（事務局）

- 第15条 人材バンクを実施する県の事務局は、県民文化部文化政策課多文化共生・パスポート室とする。

（職業紹介責任者及び事務担当者）

- 第16条 県民文化部文化政策課多文化共生・パスポート室長は、室の職員のうちから人材バンクの職業紹介責任者及び事務担当者を選任するものとする。

（その他）

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、人材バンク事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

令和4年4月1日 第5条、第9条 改正